

産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、佐賀県の伝統的地場産品の産業の振興及び持続可能な成長に繋げるため、新規性・独創性等の高い新商品開発や販路開拓等に取り組むグループに対し、予算の範囲内において、産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次号に定めるところによる。

- (1) 伝統的地場産品とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき指定された佐賀県内の伝統的工芸品、及び佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱（平成5年制定）に基づき指定された伝統的地場産品、並びにそれらに準じるものとして県が特に認める伝統的地場産品（以下「準じる産品」という。）をいう。
- (2) 伝統産業関連事業者とは、伝統的地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、伝統的地場産品の製造される地域に主たる事業所を有するもの（別表第1から別表第3に定める事業者）又はその他、県が特に認めた事業者をいう。

(補助対象者及び申請の要件)

第3条 本事業において、申請の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）及び申請の要件は以下のとおりとする。

- (1) 補助対象者
 - (ア) 5者以上の伝統産業関連事業者が連携して新商品開発や販路開拓等に取り組むグループ（以下「伝産グループ」という。）であること。
 - (イ) 伝産グループの発足経緯・事業内容等について合理的な説明が出来ること。
 - (ウ) 伝産グループに参画する事業者（以下「参画事業者」という。）それぞれが果たす役割を明確に説明が出来ること。
 - (2) 代表事業者
 - (ア) 補助事業のとりまとめ役及び本事業の執行管理を担うことができる者で、別表第1から別表第3に定める事業者、又は別表第1から別表第3に定める事業者5者以上を構成員とする団体（各市町の商工会議所、商工会を除く）、又は全ての構成員が別表第1から別表第3に定める事業者である団体であること。
- ※ 代表事業者が伝統産業関連事業者であれば、参画事業者を兼ねることができる。

※ 代表事業者が伝統産業関連事業者でなくても差し支え無いが、その場合は参画事業者に伝統産業関連事業者が5者以上いること。

(イ) 参画事業者の交付申請、事業実績報告等の取りまとめ・提出（自身が参画事業者を兼ねる場合は自身のものも含む）、補助事業実施の先導・実施管理、県との連絡窓口など、各種手続き・調整などを伝産グループの中で主体的に担う役割を果たすこと。

(ウ) 補助事業に関わる各種トラブル・事故等の対応及び県との手続き等を取りまとめて対応すること。

(3) 参画事業者

伝産グループに参画する事業者のこと。5者以上の伝統産業関連事業者が参画する必要がある。なお、伝統産業関連事業者以外の者が参画する場合は、伝産グループの構成員に占める伝統産業関連事業者数が5者以上かつ過半数を超えている必要がある。

(4) 申請要件

参画事業者全員（代表事業者が参画事業者を兼ねる場合は、代表事業者も）が以下（ア）と（イ）の全ての要件を満たすこと。

(ア) 別表4に定める賃金UP要件又は売上減少要件のいずれかに該当すること。

(イ) 伝産グループに参加する全ての事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(i) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ii) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(iii) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(iv) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(v) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(vi) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(vii) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 伝産グループが取り組む事業で、創意工夫を凝らして実施する新規性・独創性等の高い新商品開発、販路開拓等に係る事業活動とする。

2 前項に該当する事業のうち、県が特に認める事業（以下「重点事業」という。）は、次の各号の（1）又は（2）に該当する事業（以下「重点」という。）とする。

(1) 海外展開の取り組み

(2) インバウンド対策を含む取り組み

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助事業の対象となる事業、補助対象経費及び補助率は、別表5のとおりとする。対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に採択・契約(発注)を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとするが、補助事業を効果的に遂行するために必要であると知事が認める場合は、令和8年4月1日以降から交付決定を受けた日付までに発生した経費も補助対象とする。

(事業計画書の提出)

第6条 代表事業者は、事業計画書(様式第1号)に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第7条 県は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、別表5に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

(補助金交付申請)

第8条 前条の補助金の内示を受けた代表事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

3 代表事業者が第1項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の事業計画書の内容を変更する場合(知事の定める変更を除く。)においては、変更承認申請書(様式第3号の1)を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費間の20パーセント以内の金額の変更、又は変更内容が補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内

容と同質性が失われない範囲での事業内容の変更については、この限りでない。

- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき、県内企業と契約するように努めること。なお、ローカル発注の対象となる経費は、別表6のとおりとする。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、承認申請書（様式第3号の2）を知事に提出して、承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは当該補助金の交付を決定し、代表事業者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第11条 知事は、必要に応じて代表事業者に補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第12条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていない場合
- (2) 補助事業に要する経費が5割以上の減額になった場合
- (3) この要綱及び規則に違反した場合
- (4) 不正な申請をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

（補助金の返還）

第14条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた代表事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第15条 代表事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）10日以内又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号の1）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第8条第3項のただし書きにより交付の申請をした代表事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでない場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第8条第3項のただし書きにより交付の申請をした代表事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第4号の2）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 代表事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書（様式第5号の1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。（様式第5号の2）

(工業所有権に関する届出)

第17条 代表事業者は、参画事業者（自身が参画事業者を兼ねる場合は自身も含む）が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に工業所有権届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(成果の発表)

第18条 代表事業者及び参画事業者は、補助事業の成果の発表に努めるものとする。

2 知事は、代表事業者及び参画事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）国指定伝統的工芸品

産品名	事業者	団体
伊万里・有田焼	(1) 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に参加する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、肥前陶磁器商工協同組合、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	(2) 有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、生地及び型の運送、溶剤、釉薬、絵具、商品用の箱等）の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去1年間に県内の伊万里・有田焼製造業者に原材料等を納入等した実績がある事業者	
唐津焼	(1) 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に参加する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	(2) 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具、商品用の箱等）の製造等を主たる業務とする事業者であって、過去1年間に県内の唐津焼製造業者に原材料等を納入等した実績がある事業者	

(注1) 「右項に掲げる団体に参加する事業者」とは、令和8年3月8日までに加入した事業者をいう。なお、「肥前陶磁器商工協同組合」については、令和6年9月5日までに加入していた事業者をいう。

(注2) 「過去1年間」とは、令和7年3月9日から令和8年3月8日までをいう。

(注3) 原材料等の納入業者については、過去1年間（令和7年3月9日から令和8年3月8日に佐賀県内の伊万里焼・有田焼又は唐津焼製造業者に原材料等を納入した実績がわか

る書類（納品書・受領書等）の写しの提出が必要。

別表第2（第2条関係）県指定伝統的地場産品

産品名	事業者	団体
鹿島錦	佐賀県内に居住し、右項に掲げる団体に加入する事業者	鹿島錦保存会
佐賀錦	同上	佐賀錦振興協議会
白石焼	佐賀県内に主たる事業所を有し、白石焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	佐賀県内に主たる事業所を有し、諸富家具・建具の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	佐賀県内に主たる事業所を有し、小城羊羹の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	佐賀県内に主たる事業所を有し、神埼そうめんの製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	佐賀県内に主たる事業所を有し、西川登竹細工の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	佐賀県内に主たる事業所を有し、うれしの茶の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
名尾手漉和紙	名尾手すき和紙株式会社	—

鍋島緞通	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり	—
肥前びーどろ	副島硝子工業株式会社	—
浮立面	小森恵雲又は中原恵峰	—
弓野人形	江口人形店	—

(注) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和8年3月8日までに加入した事業者をいう。

別表第3（第2条関係）県指定に準じる産品

産品名	事業者	団体
尾崎人形	右項に掲げる団体に加入する事業者	尾崎人形保存会
のごみ人形	のごみ人形工房	—
佐賀酒	佐賀県内に主たる事業所を有し、佐賀酒の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は「The SAGA 認定酒」の製造に取り組む事業者	佐賀県酒造組合

(注) 「右項に掲げる団体に加入する事業者」とは、令和8年3月8日までに加入した事業者をいう。

別表4（第3条関係）

賃金UP要件	売上減少要件
<p>以下の全ての項目を満たす事業者。</p> <p>①令和6年10月18日以降の事業場内最低賃金を5%以上引き上げること。※1※2</p> <p>②実績報告日または令和9年1月15日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。</p> <p>③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。</p> <p>※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。</p> <p>※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合に</p>	<p>以下のいずれかに該当する者。</p> <p>①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。</p> <p>②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること。</p> <p>③直近の決算書の営業利益額が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること。</p> <p>※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。</p>

<p>は、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業にあつては製造原価 ・ 卸売業及び小売業などその他の業種にあつては売上原価 <p>(注) 令和5年8月以降に創業した事業者が売上高又は粗利益額で比較をする場合は、以下に定める①、②いずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①申請時の前月を含む連続する3ヶ月の合計売上高が、創業後4ヶ月(創業月を含む)のうち連続する3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること</p> <p>②申請時の前月を含む連続する3ヶ月の合計粗利益額が、創業後4ヶ月(創業月を含む)のうち連続する3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</p>
---	---

別表5 (第5条関係)

事業区分	経費区分	補助対象経費	補助金額・補助率
一般 又は 重点	事業費	旅費、試作品開発費、借損料、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、保険料、工業所有権取得費、コンサルタント雇用料、委託費、応募料、専門家謝金、専門家旅費	<p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 300万円以内 (一般) ・ 400万円以内 (重点) <p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3分の2以内
	その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

別表6 (第9条第3号関係)

経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	借損料、印刷製本費、広告宣伝費、委託費

佐賀県流通・貿易課

伝統産業支援室長 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

(ふりがな)

代表者名 (役職名・氏名)

生年月日 年 月 日

(文書作成者)

役 職 名

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金事業計画書

産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり事業計画書等を提出します。

記

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 収支予算書 (別紙2)
※事業費の算定根拠となる見積書等を添付すること
- 3 事業要件確認書 (別紙3-1又は3-2)
※伝産グループ全員分(別紙3-1又は3-2)を添付すること
- 4 伝統産業関連事業者要件確認書 (別紙4)
※伝産グループのうち伝統産業関連事業者の分を添付すること

【個人情報の取扱に関するご案内】

この事業計画書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

事業計画書

伝産グループの名称				
事業計画の名称				
伝産グループの代表事業者				
名 称				
代 表 者	(役職名・代表者名)			
住 所				
電 話 番 号		FAX 番 号		
メールアドレス				
業 種		設 立		
資 本 金 出 資 金		従 業 員		
直近1年間の海外輸出実績 (前年1月から12月まで)	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
国名	金額 (FOB価格)	積出港	貿易形態 (直接・間接)	
財 務 デ ー タ	直近3年間分	売上高	経常利益	自己資本 (純資産)
	令和 年度			
	令和 年度			
	令和 年度			
参画事業者				
1	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>
2	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>
3	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>

別紙 1

4	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
5	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
6	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
7	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
8	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
9	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
10	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし

伝産グループの発足経緯															
<p>✓何を行うために、いつ発足したかなどを記載してください。</p> <p>✓現状認識、問題点の整理、伝産グループの目的等を具体的に記載してください。</p>															
具体的な実施体制															
<p>✓事業を実施する人員体制やそれぞれの役割など記載してください。</p> <p>✓伝産グループ構成員全員に役割を持たせてください。</p>															
他補助金等の申請状況															
<p>今回申請する事業に関連して、国、県及びその他の公益法人等に申請中または申請予定の補助金等が</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>※「ある」を選択した場合、下表にその内容を記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width: 20%;">年度</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等の名称</td><td></td></tr> <tr><td>補助実施機関名</td><td></td></tr> <tr><td>交付決定予定時期</td><td></td></tr> <tr><td>申請事業名</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等申請額</td><td></td></tr> </table>		年度		補助金等の名称		補助実施機関名		交付決定予定時期		申請事業名		事業概要		補助金等申請額	
年度															
補助金等の名称															
補助実施機関名															
交付決定予定時期															
申請事業名															
事業概要															
補助金等申請額															
<p>※他補助金等の交付決定を受けた場合は、速やかに申告してください。</p>															
具体的な取組内容															
<p>事業概要</p> <p>※該当するもの全てに✓を入れてください。</p>	<p>【取組概要】</p> <p><input type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 商品開発 ※</p> <p>✓補助事業を活用して取り組みたい内容について、その背景や目的を踏まえて、<u>具体的に</u>（いつ、どこで、だれが、どのように）記載してください。</p>														

事業概要 ※該当するもの 全てに✓を入れ てください。	【ターゲット】 <input type="checkbox"/> 国内向け <input type="checkbox"/> 海外向け <input type="checkbox"/> インバウンド向け ※				
	✓ターゲットとする具体的なエリアや流通経路、客層等がわかるように記載してください。				
	【新規性・独創性】 ✓競合との差別化や従来事業との違い等がわかるように記載してください。				
【今後の展望】 ✓今回の事業成果を今後の事業にどのように活かしていきたいか等、中長期的な展望について記載してください。					
事業の成果目標					
売 上 取 引 件 数 そ の 他 (デザインアワード受賞等)					
事業の実施期間					
(開始予定) 令和 年 月 日 (完了予定) 令和 年 月 日					
具体的な実行計画					
	実施項目	いつ	どこで	だれが	何をする
1					
2					
3					
4					
5					

別紙 1

工 業 所 有 権	(特許権、実用新案権、意匠権、商標権の申請計画等があれば記入)
資金調達計画	
自 己 資 金	
補 助 金	
借 入 金	
そ の 他	
合 計	

事業計画書

伝産グループの名称				
伊万里・有田焼の新世界				
事業計画の名称				
伊万里・有田焼の海外販路拡大				
伝産グループの代表事業者				
名 称	株式会社〇〇			
代 表 者	(役職名・代表者名) 代表取締役・〇〇 〇〇			
住 所	〇〇市〇〇1-2-3			
電 話 番 号	0952-12-3456	FAX 番 号	0952-12-1212	
メールアドレ`ス	xxx@yyy.ne.jp			
業 種	伊万里・有田焼卸販売	設 立	令和〇年〇月〇日	
資 本 金 出 資 金	1,000千円	従 業 員	10人	
直近1年間の海外輸出実績 (前年1月から12月まで)	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし	
国名	金額 (FOB価格)	積出港	貿易形態 (直接・間接)	
中国	1,000千円	博多	直接	
アメリカ	500千円	大阪	間接	
財 務 デ ー タ	直近3年間分	売上高	経常利益	自己資本 (純資産)
	令和5年度	10,000千円	500千円	10,000千円
	令和6年度	12,000千円	600千円	10,600千円
	令和7年度	15,000千円	800千円	11,400千円
参画事業者				
1	名 称	××株式会社		
	代 表 者	×× ××	資 本 金	1,000千円
	業 種	伊万里・有田焼卸販売	伝統的地場産品の種類	伊万里・有田焼
	住 所	〒840-1234 ××市××1-2-3		
	直近1年間の海外輸出実績	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
2	名 称	有限会社□□		
	代 表 者	□□ □□	資 本 金	1,000千円
	業 種	伊万里・有田焼卸販売	伝統的地場産品の種類	伊万里・有田焼
	住 所	〒840-1234 □□市□□1-2-3		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
3	名 称	△△窯		
	代 表 者	△△ △△	資 本 金	1,000千円
	業 種	伊万里・有田焼窯元	伝統的地場産品の種類	伊万里・有田焼
	住 所	〒840-1234 △△市△△1-2-3		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし

別紙 1

4	名 称	◇◇窯		
	代 表 者	◇◇ ◇◇	資 本 金	1,000千円
	業 種	伊万里・有田焼窯元	伝統的地場産品の種類	伊万里・有田焼
	住 所	〒840-1234 ◇◇市◇◇1-2-3		
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
5	名 称	株式会社〇〇が参画事業者を兼ねる		
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
6	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
7	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
8	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
9	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし
10	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所			
	直近1年間の海外輸出実績	<input type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/> なし

伝産グループの発足経緯															
<p>海外に販路拡大したいという窯元や卸販売者がいても、単独では費用や海外輸出のノウハウが不足していて実施に踏み切れないという状況にある。そこで令和8年〇月に、海外での伊万里・有田焼の認知度を上げ、新たな顧客と販路を開拓することを目指し、窯元と卸販売者とで協力して●●国の展示会に出展するための伝産グループを発足した。グループで取り組むことで広告宣伝費や物流コストを分担でき、海外輸出のノウハウを共有できることがメリットであると考えている。</p> <p>✓何を行うために、いつ発足したかなどを記載してください。</p> <p>✓現状認識、問題点の整理、伝産グループの目的等を具体的に記載してください。</p>															
具体的な実施体制															
<ul style="list-style-type: none"> ・(事業総括) 株式会社〇〇 ・(事業監修) ××株式会社 ・(販路開拓担当) 株式会社〇〇、××株式会社、有限会社□□、△△窯、◇◇窯 ・(事務担当) 株式会社〇〇 <p>✓事業を実施する人員体制やそれぞれの役割など記載してください。</p> <p>✓伝産グループ構成員全員に役割を持たせてください。</p>															
他補助金等の申請状況															
<p>今回申請する事業に関連して、国、県及びその他の公益法人等に申請中または申請予定の補助金等が</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし </p> <p>※「ある」を選択した場合、下表にその内容を記入してください。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">年度</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等の名称</td><td></td></tr> <tr><td>補助実施機関名</td><td></td></tr> <tr><td>交付決定予定時期</td><td></td></tr> <tr><td>申請事業名</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等申請額</td><td></td></tr> </table>		年度		補助金等の名称		補助実施機関名		交付決定予定時期		申請事業名		事業概要		補助金等申請額	
年度															
補助金等の名称															
補助実施機関名															
交付決定予定時期															
申請事業名															
事業概要															
補助金等申請額															
<p>※他補助金等の交付決定を受けた場合は、速やかに申告してください。</p>															
具体的な取組内容															
<p>事業概要</p> <p>※該当するもの全てに✓を入れてください。</p>	<p>【取組概要】</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 商品開発 ※ </p> <p>・R8.7～12、●●国における展示会の準備を、株式会社〇〇、××株式会社、有限会社□□、△△窯、◇◇窯で実施する。</p> <p>・R8.10～、株式会社〇〇、××株式会社、有限会社□□が展示会の周知宣伝を実施する。</p> <p>・R8.12に●●国において、株式会社〇〇、××株式会社、有限会社□□、△△窯、◇◇窯が展示会を開催する。</p> <p>✓補助事業を活用して取り組みたい内容について、その背景や目的を踏まえて、<u>具体的に</u> (いつ、どこで、だれが、どのように) 記載してください。</p>														

事業概要 ※該当するもの 全てに✓を入れ てください。	<p>【ターゲット】</p> <p> <input type="checkbox"/> 国内向け <input checked="" type="checkbox"/> 海外向け <input type="checkbox"/> インバウンド向け ※ ・●●国の富裕層をターゲットとし、富裕層の多い▼▼地区において展示会を開催する。 ・流通経路は、海外輸出実績のある××株式会社を通じる。 ✓ターゲットとする具体的なエリアや流通経路、客層等がわかるように記載してください。 </p>				
	<p>【新規性・独創性】</p> <p> ・これまで伊万里・有田焼を●●国に商業規模で輸出した事例はほとんどないが、▼▼地区には中国や欧米の資産家の移住が増えていることから、富裕層や高級レストランなどでの高価格・高品質の焼物の需要が見込める。 ✓競合との差別化や従来事業との違い等がわかるように記載してください。 </p>				
	<p>【今後の展望】</p> <p> 展示会を機に、現地の富裕層や高級レストラン等からの佐賀の焼物への認知度を上げ、販路を確立させる。高級レストランとは、展示会の後も佐賀の焼物を使ったテーブルディナーショー等を企画して●●国での更なる販路拡大を目指す。 ✓今回の事業成果を今後の事業にどのように活かしていきたいか等、中長期的な展望について記載してください。 </p>				
事業の成果目標					
売 上 取 引 件 数 そ の 他 (デザインアワード受賞等)	1,000千円 10件				
事業の実施期間					
(開始予定) 令和8年7月1日 (完了予定) 令和8年12月25日					
具体的な実行計画					
	実施項目	いつ	どこで	だれが	何をする
1	展示会の準備	R8.7~12	●●国	株式会社○○ 他4者	展示会に出展する商品の選定・
2	展示会の周知・宣伝	R8.10~12	●●国	株式会社○○ 他2者	SNSでの周知
3	展示会への出展	R8.12	●●国	株式会社○○ 他4者	商品の出展 商談等
4					
5					

別紙 1

工 業 所 有 権	(特許権、実用新案権、意匠権、商標権の申請計画等があれば記入)
資金調達計画	
自 己 資 金	2,000千円
補 助 金	4,000千円
借 入 金	0千円
そ の 他	0千円
合 計	6,000千円

①補助事業に要する経費(単位:円) 事業区分:

※ピンクのセルは、プルダウンから選択、ブルーのセルは入力してください。

また、必要であれば、適宜経費区分や行の追加・削除をしてください。

経費区分	領収書番号	対象経費	内容	補助事業計画額		補助金算定額 (C) = (B) * 2/3	補助金申請額 (D)
				補助事業に要する経費 (税入) (A)	補助対象経費 (税抜) (B)		
				事業費	1		
2				0			
3				0			
4				0			
5				0			
6				0			
7				0			
8				0			
9				0			
10				0			
11				0			
12				0			
13				0			
14				0			
15				0			
合計				0	0	0	

(注1) 「経費区分」とは、事業費、その他の経費をいう。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5) 「補助金申請額」とは、「補助金算定額」の範囲内で補助金の交付を希望する額(千円未満切捨)をいう。

(注6) 「補助金申請額」の上限について、事業区分が一般のものは300万円、重点のものは400万円とする。

②資金調達内訳(単位:円)

区分	補助事業に要する経費	資金調達先
自己資金		
補助金	0	/
借入金		
その他		
合計	0	/

○ 補助対象要件確認

(1) 参画事業者基本情報（事業場単位ではなく、事業者全体の内容について記載）

事業者名（法人名、屋号等）	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	
事業者全体で常時使用する従業員数	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 販売業

(2) 事業場内最低賃金引上げ要件

(2) - 1 対象者基本情報（今回対象となる事業場に勤務する労働者について記入）

労働者職氏名	
採用年月日（和暦）	年 月 日 <input type="checkbox"/> 引上げ時点で雇入れ後3か月を経過している
賃金の引上げ年月日（予定含む）	令和 年 月 日
引上げに伴う給与支給日（予定含む）	令和 年 月 日
退職日（既に退職している場合のみ記入）	令和 年 月 日

(2) - 2 賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入）

● 月給の場合

	引上げ前				引上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
① 1 か月平均所定労働時間*	時間				時間			
② 基本給	円				円			
③ 役職手当	円				円			
④ 住宅手当	円				円			
⑤ その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑥ 時間額 ※小数点以下切捨て ((②+③+④+⑤) ÷ ①)	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑧ ÷ ⑦ - 1) × 100 ≧ 5 %					%			

●日給の場合

	引上げ前				引上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
1日の基本賃金	円				円			
1日の所定労働時間数	時間				時間			
⑨1か月の実労働時間数	時間				時間			
⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑪時間額 ※小数点以下切捨て (⑩ ÷ ⑨)	⑫	円			⑬	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑬ ÷ ⑫ - 1) × 100 ≧ 5 %					%			

●時給の場合

	引上げ前				引上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
時給（=⑯時間額）	円				円			
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て (⑮ ÷ ⑭)	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑱ ÷ ⑰ - 1) × 100 ≧ 5 %					%			

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※1か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、上記様式への記入を原則とするが、上記様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者としなない。

※添付する賃金台帳については、引上げ前（引上げの基準となる月）及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出してください。引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。

※最低賃金の該当者が複数名いる場合は、該当者全員の「（２）事業場内最低賃金引上げ要件」を記入し、該当者全員の賃金台帳を提出すること。

(2) - 3 佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の充足確認

令和8年12月31日までに事業場内最低賃金を1,030円以上にしている。	<input type="checkbox"/>
いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていない。	<input type="checkbox"/>

(3) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確認

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社もしくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 添付書類（添付している資料に☑）

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 確定申告書別表第1の写し
- 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）
- 従業員数を確認できる書類の写し（法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書等）

- 県内の伝統的地場産品製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類（納品書・受領書等）の写し（原材料等の製造業者等に該当する場合のみ）
- 賃金台帳の写し（引上げ前^{※1}と引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月^{※2}）
- 会社概要やパンフレット等
- 別紙4（伝統産業関連事業者に該当する場合のみ）

※1 引上げ前とは引上げの基準となる月の賃金台帳です。

※2 引上げ予定で申請をする場合は引上げ前の賃金台帳のみ提出してください。

○ 補助対象要件確認

(1) 参画事業者基本情報 (事業場単位ではなく、企業全体の内容について記載)

企業名 (法人名、屋号等)	
本店所在地	
資本金又は出資の総額	
企業全体で常時使用する従業員数	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 販売業

(2) 売上・粗利益・営業利益額減少要件 (「売上減少の場合」、「粗利益減少の場合」、「営業利益額減少の場合」いずれかを記入)

●売上減少の場合

①令和5年10月 ～令和8年3月 までの連続する 3ヶ月の売上高	令和 年 月 円	②令和2年10月 ～令和5年9月 までの連続する 同3ヶ月の売上 高	令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	合計 円		合計 円
売上高減少率 = (1 - ① ÷ ②) × 100 ≧ 10%			%

(注) 当該月の売上高が負の場合は「0」と記載すること。

●粗利益減少の場合

①令和5年10月 ～令和8年3月 までの連続する 3ヶ月の粗利益 額	令和 年 月 円	②令和2年10月 ～令和5年9月 までの連続する 同3ヶ月の粗利 益額	令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	令和 年 月 円		令和 年 月 円
	合計 円		合計 円
粗利益額減少率 = (1 - ① ÷ ②) × 100 ≧ 3%			%

(注) 当該月の粗利益額が負の場合は「0」と記載すること。

●営業利益額減少の場合

①直近の年度の 決算書の営業利 益額	令和 年度 円	②過去4年度の のいずれかの年 度の決算書の営 業利益額	令和 年度 円
粗利益額減少率 = (1 - ① ÷ ②) × 100 ≧ 3%			%

※この補助金における比較月の額については、期首・期末有高を加減算することを要しない。

※製造原価計算書の作成がないとき、又は、売上原価の計算が示されていないときは、売上高から仕入額を減じた金額とすることで差し支えない。

※法人にあっては、比較月の売上高の額は、法人事業概況説明書に記載の「売上（収入）金額」とすること、並びに、青色申告を行う個人にあっては、比較月の売上高の額は、「所得税青色申告決算書」に記載された「売上（収入）金額」とすることで差し支えない。）

※売上高及び粗利益額が「0」としている月がある場合は、次の表の備考欄の記載をお願いします。

○比較月に「0」がある理由記載欄

「0表示」の年月	備考欄
令和 年 月 円	
令和 年 月 円	
令和 年 月 円	

(3) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確認

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社もしくは共同事業者の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 添付書類（添付している資料に☑）

- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 確定申告書別表第1の写し
- 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）
- 従業員数を確認できる書類の写し（法人事業概況説明書、青色申告決算書、収支内

訳書等)

- 県内の伝統的地場産品製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類（納品書・受領書等）の写し（原材料等の製造業者等に該当する場合のみ）
- 売上減少を証明する書類（法人事業概況説明書、売上台帳等）
- 粗利益減少を証明する書類（試算表等）
- 営業利益額減少を証明する書類（直近の決算書と営業利益額が減少している年度の決算書等）
- 会社概要やパンフレット等
- 別紙 4（伝統産業関連事業者に該当する場合のみ）

伝統産業関連事業者要件確認書

参画事業者名：○○ ○○

該当する項目に☑してください。

●国指定伝統的工芸品（要綱別表第2）の場合

①取り扱い産品又は原材料等が用いられている産品		<input type="checkbox"/> 伊万里・有田焼 <input type="checkbox"/> 唐津焼
②業種	<input type="checkbox"/> 製造業⇒③-1へ <input type="checkbox"/> 原材料等の製造⇒③-2へ <input type="checkbox"/> 卸売業⇒③-1へ	
③-1 製造又は卸売業者が属する団体について		
製造業・卸売業	産品	属する団体
	伊万里焼・有田焼	<input type="checkbox"/> 佐賀県陶磁器工業協同組合 <input type="checkbox"/> 肥前陶磁器商工協同組合 <input type="checkbox"/> 佐賀県陶磁器商業協同組合 <input type="checkbox"/> 伊万里・有田焼伝統工芸士会 <input type="checkbox"/> 有田商工会議所 <input type="checkbox"/> 伊万里商工会議所 <input type="checkbox"/> 武雄商工会議所 <input type="checkbox"/> 武雄市商工会 <input type="checkbox"/> 嬉野市商工会
	唐津焼	<input type="checkbox"/> 唐津焼協同組合 <input type="checkbox"/> 唐津観光協会 <input type="checkbox"/> 唐津商工会議所 <input type="checkbox"/> 唐津上場商工会 <input type="checkbox"/> 唐津東商工会 <input type="checkbox"/> 多久市商工会 <input type="checkbox"/> 伊万里商工会議所 <input type="checkbox"/> 嬉野市商工会 <input type="checkbox"/> 武雄商工会議所 <input type="checkbox"/> 武雄市商工会 <input type="checkbox"/> 有田商工会議所 <input type="checkbox"/> 白石町商工会
③-2 原材料等の製造業者等について		
原材料等	(ア)原材料等の製造等の内容	<input type="checkbox"/> 陶土の製造 <input type="checkbox"/> 生地 of 製造 <input type="checkbox"/> 型の製造 <input type="checkbox"/> その他 [(具体的に記入)]
		過去1年間（令和7年3月13日から令和8年3月12日）に佐賀県内の伊万里焼・有田焼又は唐津焼製造業者に原材料等を納入した実績がわかる書類（納品書・受領書等）の写しを <input type="checkbox"/> 添付した <input type="checkbox"/> 添付していない=対象外
	(イ)主たる事業であることの確認	伊万里・有田焼又は唐津焼に用いられる原材料等の製造等が <input type="checkbox"/> 主たる事業である <input type="checkbox"/> 主たる事業でない=対象外

●県指定伝統的地場産品（要綱別表第3）の場合

取り扱い産品	事業者	団体
<input type="checkbox"/> 鹿島錦	佐賀県内に居住し、右項に掲げる団体に加入する事業者	<input type="checkbox"/> 鹿島錦保存会
<input type="checkbox"/> 佐賀錦	同上	<input type="checkbox"/> 佐賀錦振興協議会
<input type="checkbox"/> 白石焼	佐賀県内に主たる事業所を有し、白石焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	<input type="checkbox"/> 白石焼陶器組合
<input type="checkbox"/> 諸富家具・建具	佐賀県内に主たる事業所を有し、諸富家具・建具の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	<input type="checkbox"/> 諸富家具振興協同組合
<input type="checkbox"/> 小城羊羹	佐賀県内に主たる事業所を有し、小城羊羹の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	<input type="checkbox"/> 小城羊羹協同組合
<input type="checkbox"/> 神埼そうめん	佐賀県内に主たる事業所を有し、神埼そうめんの製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	<input type="checkbox"/> 神埼そうめん協同組合
<input type="checkbox"/> 西川登竹細工	佐賀県内に主たる事業所を有し、西川登竹細工の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）	<input type="checkbox"/> 佐賀・長崎竹工販売組合
<input type="checkbox"/> うれしの茶	佐賀県内に主たる事業所を有し、	<input type="checkbox"/> 嬉野茶商工業協同組合

	うれしの茶の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は同団体が推薦する事業者（推薦の場合には、同団体の推薦書が必要）。	<input type="checkbox"/> 佐賀県茶商工業協同組合
<input type="checkbox"/> 名尾手漉和紙	<input type="checkbox"/> 名尾手すき和紙株式会社	—
<input type="checkbox"/> 鍋島緞通	<input type="checkbox"/> 株式会社鍋島緞通吉島家 <input type="checkbox"/> 吉島伸一鍋島緞通株式会社 <input type="checkbox"/> 株式会社織りものがたり	—
<input type="checkbox"/> 肥前びーどろ	<input type="checkbox"/> 副島硝子工業株式会社	—
<input type="checkbox"/> 浮立面	<input type="checkbox"/> 小森恵雲 <input type="checkbox"/> 中原恵峰	—
<input type="checkbox"/> 弓野人形	<input type="checkbox"/> 江口人形店	—

●県指定に準じる産品（要綱別表第4）の場合

産品名	事業者	団体等
<input type="checkbox"/> 尾崎人形	右項に掲げる団体に加入する事業者	<input type="checkbox"/> 尾崎人形保存会
<input type="checkbox"/> のごみ人形	<input type="checkbox"/> のごみ人形工房	—
<input type="checkbox"/> 佐賀酒	佐賀県内に主たる事業所を有し、佐賀酒の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者又は「The SAGA 認定酒」の製造に取り組む事業者	<input type="checkbox"/> 佐賀県酒造組合 <input type="checkbox"/> 「The SAGA 認定酒」の製造に取り組む事業者

令和 年 月 日

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名 (役職名・氏名)

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり産業の未来をひらくプロジェクト事業を実施したいので、産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 収支予算書 (別紙2)

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

①補助事業に要する経費(単位:円) 事業区分:

※ピンクのセルは、プルダウンから選択、ブルーのセルは入力してください。

また、必要であれば、適宜経費区分や行の追加・削除をしてください。

経費区分	領収書番号	対象経費	内容	補助事業計画額		補助金算定額 (C) = (B) * 2/3	補助金申請額 (D)
				補助事業に要する経費 (税入) (A)	補助対象経費 (税抜) (B)		
				事業費	1		
2				0			
3				0			
4				0			
5				0			
6				0			
7				0			
8				0			
9				0			
10				0			
11				0			
12				0			
13				0			
14				0			
15				0			
合計				0	0	0	

(注1) 「経費区分」とは、事業費、その他の経費をいう。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5) 「補助金申請額」とは、「補助金算定額」の範囲内で補助金の交付を希望する額(千円未満切捨)をいう。

(注6) 「補助金申請額」の上限について、事業区分が一般のものは300万円、重点のものは400万円とする。

②資金調達内訳(単位:円)

区分	補助事業に要する経費	資金調達先
自己資金		
補助金	0	
借入金		
その他		
合計	0	

令和 年 月 日

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け流通第 号により補助金交付決定の通知があった産業の未来をひらくプロジェクト事業について、下記の理由により事業の内容又は経費の配分を変更し【金 円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、佐賀県補助金等交付規則及び産膏の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

※ 関係書類は、様式第2号に準じることとし、変更前後の補助事業内容が対比できるように作成すること。

【個人情報の取扱いに関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

令和 年 月 日

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け流通第 号により補助金交付決定の通知があった産業の未来をひらくプロジェクト事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

※「中止」とは、補助事業を一時的に取りやめる場合。

「廃止」とは、届出以降取りやめる場合。

①補助事業に要する経費（単位：円） 事業区分：

※ピンクのセルは、プルダウンから選択、ブルーのセルは入力してください。

また、必要であれば、適宜経費区分や行の追加・削除をしてください。

経費区分	領収書番号	対象経費	内容	補助事業計画額		補助金算定額 (C) = (B) * 2/3	補助金申請額 (D)
				補助事業に要する経費 (税入) (A)	補助対象経費 (税抜) (B)		
事業費	1				0		
					0		
	2				0		
					0		
	3				0		
					0		
	4				0		
					0		
	5				0		
					0		
	6				0		
					0		
	7				0		
					0		
	8				0		
				0			
9				0			
				0			
10				0			
				0			
11				0			
				0			
12				0			
				0			
13				0			
				0			
14				0			
				0			
15				0			
				0			
合計				0	0	0	
				0	0	0	

(注1) 「経費区分」とは、事業費、その他の経費をいう。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5) 「補助金申請額」とは、「補助金算定額」の範囲内で補助金の交付を希望する額（千円未満切捨）をいう。

(注6) 「補助金申請額」の上限について、事業区分が一般のものは300万円、重点のものは400万円とする。

②資金調達内訳（単位：円）

区分	補助事業に要する経費	資金調達先
自己資金		
補助金	0	
	0	
借入金		
その他		
合計	0	
	0	

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け流通第 号により補助金交付決定の通知があった産業の未来をひらくプロジェクト事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金額 金 円

2 事業実績額 (単位:円)

本年度事業費		本年度交付額	
当初計画額	実績額	交付決定額	最終所要額

3 年度事業実績 (別紙1)

4 事業完了 令和 年 月 日

5 収支決算書 (別紙2)

※事業費の実績額の根拠となる請求書等を添付すること

6 貸金引上げ実績 (別紙3)

※貸金引上げを実施した参画事業者のみ

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

令和 年 月 日

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

(注) 1 別紙として積算内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

令和 年度事業実績

伝産グループの名称			
事業計画の名称			
伝産グループの代表事業者			
名 称			
代 表 者	(役職名・代表者名)		
住 所			
電 話 番 号		FAX 番 号	
メールアドレ	ス		
業 種		設 立	
資 本 金 出 資 金		従 業 員	
参画事業者			
1	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	
2	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	
3	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	
4	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	
5	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	
6	名 称		
	代 表 者		資 本 金
	業 種		伝統的地場産品の種類
	住 所	〒	

別紙 1

7	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
8	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
9	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		
10	名 称			
	代 表 者		資 本 金	
	業 種		伝統的地場産品の種類	
	住 所	〒		

具体的な実施体制																	
<p>✓ 事業を実施した人員体制やそれぞれの役割など記載してください。</p> <p>✓ 伝産グループ構成員全員が役割を果たしたかを確認してください。</p>																	
他補助金等の活用状況																	
<p>本事業に関連して、国、県及びその他の公益法人等の補助金等を</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 活用した <input type="checkbox"/> 活用していない</p> <p>※「活用した」を選択した場合、下表にその内容を記入してください。</p>																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等の名称</td><td></td></tr> <tr><td>補助実施機関名</td><td></td></tr> <tr><td>交付決定日</td><td></td></tr> <tr><td>申請事業名</td><td></td></tr> <tr><td>事業概要</td><td></td></tr> <tr><td>補助金等額</td><td></td></tr> <tr><td>事業終了（予定）時期</td><td></td></tr> </table>	年度		補助金等の名称		補助実施機関名		交付決定日		申請事業名		事業概要		補助金等額		事業終了（予定）時期	
年度																	
補助金等の名称																	
補助実施機関名																	
交付決定日																	
申請事業名																	
事業概要																	
補助金等額																	
事業終了（予定）時期																	
<p>※他補助金等の交付決定を受けた場合は、速やかに申告してください。</p>																	
実施事業の内容																	
<p>事業概要</p> <p>※該当するもの全てに✓を入れてください。</p>	<p>【取組概要】</p> <p><input type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 商品開発 ※</p> <p>✓補助事業を活用して実施した内容について、<u>具体的に（いつ、どこで、だれが、なにを、どうした）</u>記載してください。</p> <p>【ターゲット】</p> <p><input type="checkbox"/> 国内向け <input type="checkbox"/> 海外向け <input type="checkbox"/> インバウンド向け ※</p> <p>✓ターゲットとした具体的なエリアや流通経路、客層等がわかるように記載してください。</p>																

事業概要	<p>【新規性・独創性】</p> <p>▽競合との差別化や従来事業との違い等がわかるように記載してください。</p>				
<p>※該当するもの 全てに▽を入れ てください。</p>	<p>【補助事業の成果分析・今後の事業展開】</p> <p>▽補助事業の成果を踏まえ、現状の課題や問題点、今後想定している事業展開等を記載してください。</p>				
事業の成果（本年度の目標に対する結果等を記入）					
項 目	目 標	成 果			
売 上					
取引件数					
その 他 (デザインアワード受賞等)					
事業の実施期間					
(開始予定) 令和 年 月 日					
(完了予定) 令和 年 月 日					
具体的な実施項目					
	実施項目	いつ	どこで	だれが	何をする
1					
2					
3					
4					
5					
工 業 所 有 権		(特許権、実用新案権、意匠権、商標権の申請等があれば記入)			

①支出内訳(単位:円)

事業区分:

※ピンクのセルは、プルダウンから選択、ブルーのセルは入力してください。

また、必要であれば、適宜経費区分や行の追加・削除をしてください。

経費区分	領収書番号	対象経費	支払日	内容	補助事業計画額(税込)	補助事業実績額		補助金算定額 (C) = (B) * 2/3	交付決定額 (D)
						補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)		
						(A)	(B)		
事業費	1						0		
	2						0		
	3						0		
	4						0		
	5						0		
	6						0		
	7						0		
	8						0		
	9						0		
	10						0		
	11						0		
	12						0		
	13						0		
	14						0		
	15						0		
合計					0	0	0	0	

(注1) 「経費区分」とは、事業費、その他の経費をいう。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注4) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注6) 「補助金申請額」の上限について、事業区分が一般のものは300万円、重点のものは400万円とする。

②収支内訳(単位:円)

区分	決算額	収支済額	資金調達先
自己資金			
補助金	0		
借入金			
その他			
合計	0	0	

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金
事業場内最低賃金引上げ実績書
※引上げ予定の内容で申請していた場合のみ提出

Ⅱ－１ 対象者基本情報（申請時と同一の労働者について記載）

労働者職氏名	
採用年月日（和暦）	____ 年 月 日
賃金の引上げ年月日	令和 年 月 日
引上げに伴う給与支給日	令和 年 月 日
退職日	令和 年 月 日

Ⅱ－２ 賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」いずれかを記入。）

●月給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
① 1 か月平均所定労働時間	時間				時間			
② 基本給	円				円			
③ 役職手当	円				円			
④ 住宅手当	円				円			
⑤ その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑥ 時間額 ※小数点以下切捨て （（②＋③＋④＋⑤）÷ ①）	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑧÷⑦－1）×100 ≥ 5%								%

●日給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
1日の基本賃金								
1日の所定労働時間数	時間				時間			
⑨1か月の実労働時間数	時間				時間			
⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑪時間額 ※小数点以下切捨て (⑩ ÷ ⑨)	⑫	円			⑬	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑬÷⑫ - 1) × 100 ≥ 5%					%			

●時給の場合

	引上げ前				引上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
時給 (=⑭時間額)	円				円			
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て (⑮ ÷ ⑭)	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て (⑱÷⑰ - 1) × 100 ≥ 5%					%			

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑰・⑱の欄に直接転記することも可。

※添付する賃金台帳については、交付申請月～実績報告までの分について提出すること。

Ⅱ－3 添付資料の真偽チェック

添付している賃金台帳の写しに虚偽はない。	チェック 欄 <input type="checkbox"/>
実績報告まで引上げに伴う賃金を支給している。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

佐賀県知事 ○○ 様

(伝産グループの代表事業者)

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

(文書作成者)

氏 名

電話番号

E-mail

令和 年度産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金に係る工業所有権届出書

令和 年 月 日付け流通第 号により補助金交付決定の通知があった産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金に係る補助事業に関し、下記のとおり工業所有権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、佐賀県補助金等交付規則及び産業の未来をひらくプロジェクト事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

- 1 開発題目
- 2 種類（番号及び工業所有権の種類）
- 3 出願又は取得
- 4 内容
- 5 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、産業の未来をひらくプロジェクト事業のために使用します。
なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。